

別紙 変額個人年金保険「ライジング インカム」の商品概要

正式名称	変額個人年金保険 2007 最低保証型一時金付特別勘定終身年金(逓増率型)特約																
加入年齢 (被保険者)	0 歳～75 歳 (満年齢)																
保険料払込方法	一時払のみ																
払込保険料	200 万円～3 億円 (1 円単位)																
特別勘定 (ファンド)	名称：世界アセット H4 SS 基本配分比率 日本株式： 10% 外国株式： 30% (為替ヘッジあり) 日本債券： 40% 外国債券： 20%																
ロールアップ年金支払期間	終身																
年金種類	最低保証型一時金付特別勘定終身年金 (逓増率型)																
年金支払開始日	契約日から 1 年経過後の契約応当日から 90 歳でむかえる契約 応当日までのいずれかの契約応当日 ※年金支払開始年齢は 55 歳以上																
ロールアップ年金額	年金支払日の前日の基本保険金額に対して、以下の比率を乗じた 金額 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>55-59 歳：2.0%</td> <td>70-74 歳：3.5%</td> <td>85-89 歳：5.0%</td> </tr> <tr> <td>60-64 歳：2.5%</td> <td>75-79 歳：4.0%</td> <td>90-94 歳：5.5%</td> </tr> <tr> <td>65-69 歳：3.0%</td> <td>80-84 歳：4.5%</td> <td>95 歳以上：6.0%</td> </tr> </table>								55-59 歳：2.0%	70-74 歳：3.5%	85-89 歳：5.0%	60-64 歳：2.5%	75-79 歳：4.0%	90-94 歳：5.5%	65-69 歳：3.0%	80-84 歳：4.5%	95 歳以上：6.0%
55-59 歳：2.0%	70-74 歳：3.5%	85-89 歳：5.0%															
60-64 歳：2.5%	75-79 歳：4.0%	90-94 歳：5.5%															
65-69 歳：3.0%	80-84 歳：4.5%	95 歳以上：6.0%															
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	対象となる																
ファンドによる運用中 の費用	保険関係費用： 資産残高に対して年率 2.60% 運用関係費用： 信託財産に対して年率 0.5080% (税抜 0.4880%) 程度																
主契約による年金支払 期間中の費用	年金管理費： 年金額の 1% (年金支払時に控除)																
解約手数料																	
経過年数	1 年 未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年 以上									
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%									

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思います。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2006 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。